

# 国際競技大会優秀者等表彰要項

平成9年9月3日  
文部大臣裁定  
平成10年11月2日一部改正  
平成13年1月6日一部改正  
平成24年3月2日一部改正  
平成26年4月1日一部改正  
平成27年3月12日一部改正

## 1 (趣旨)

この表彰は、世界的規模のスポーツの競技会において特に優秀な成績を収めた者等（オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程（平成6年文部省令第2号）第2条の規定に基づき顕彰される者及びスポーツ功労者顕彰規程（昭和43年11月14日文部大臣裁定）第2条第1号及び第3号の規定に基づき顕彰される者並びにオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会入賞者等表彰要項（平成4年8月10日文部大臣裁定）2の規定に基づき表彰される者及びユースオリンピック競技大会優秀者等表彰要項（平成24年3月2日文部科学大臣決定）2の規定に基づき表彰される者を除く。）に対して文部科学大臣が表彰を行い、その栄誉を讃えることを目的とする。

## 2 (表彰の対象)

文部科学大臣は、次の各号の一に該当する者を表彰する。

- (一) 世界的規模のスポーツの競技会（単一競技に係るものに限る。）において第2位又は第3位に入賞した者
- (二) ユニバーシアード競技大会、アジア競技大会、又はアジアパラ競技大会において優勝した者
- (三) ジュニア選手を対象とした世界的規模のスポーツの競技会（単一競技に係るものに限る。）において優勝した者
- (四) 前三号に掲げる者の指導に特に貢献があったと認められる者
- (五) その他前四号に掲げる者と同等の業績又は貢献があったと認められる者

## 3 (日本オリンピック委員会等の意見聴取)

上記2に掲げる者の表彰については、あらかじめ、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年8月7日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（昭和40年5月24日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。）又は当該競技を統括する中央競技団体の意見を聴くものとする。

## 4 (表彰の方法)

表彰は、表彰状を授与してこれを行う。

## 附 則

この要項は、平成26年10月18日から施行し、インチョン2014アジアパラ競技大会から適用する。

## ユースオリンピック競技大会優秀者等表彰要項

平成24年3月2日  
文部科学大臣決定

### 1 (趣旨)

この表彰は、ユースオリンピック競技大会において優秀な成績を収めた者等に対して文部科学大臣が表彰を行い、その栄誉を讃えることを目的とする。

### 2 (表彰の対象)

文部科学大臣は、次の各号の一に該当する者を表彰する。

- (1) ユースオリンピック競技大会において第1位から第3位までに入賞した者
- (2) 前号に掲げる者の指導に特に貢献があったと認められる者

### 3 (日本オリンピック委員会の意見聴取)

上記2(2)に掲げる者の表彰については、あらかじめ、公益財団法人日本オリンピック委員会(平成元年8月7日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。)の意見を聴くものとする。

### 4 (表彰の方法)

表彰は、表彰状を授与してこれを行う。

### 附 則

この要項は、平成24年3月2日から施行し、第1回ユースオリンピック競技大会以降の競技会から適用する。

# スポーツ功労団体表彰要項

平成22年9月29日  
文部科学大臣決定  
平成24年3月2日一部改正  
平成26年4月1日一部改正  
平成27年3月21日一部改正

## 1 (趣旨)

この表彰は、世界的規模のスポーツの競技会において優れた成果を挙げた選手のスポーツ活動に対し、多年にわたる支援を行った団体（企業、企業財団、学校、スポーツクラブ等をいう。以下「スポーツ功労団体」という。）に対して文部科学大臣が表彰を行い、その栄誉を讃えることを目的とする。

## 2 (表彰の対象)

文部科学大臣は、次の各号のすべてに該当する団体を表彰する。

- (1) 世界的規模のスポーツの競技会において優れた成果を挙げた選手（オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程（平成6年文部省令第2号）第2条第1号、スポーツ功労者顕彰規程（昭和43年11月14日文部大臣裁定）第2条第1号の規定に基づきスポーツ功労者として顕彰を受ける者、又は、デフリンピック競技大会入賞者等表彰要項（平成27年3月12日文部科学大臣決定）第2条第1号の規定に基づき表彰を受ける者に限る。）のスポーツ活動に対し、継続的な支援（高度な練習施設の設置、当該選手の雇用、当該選手又は選手の所属する運動部への資金提供等をいう。）を原則として5年程度（ただし、当該団体が学校の場合には3年程度）行い、もって国際競技力の向上に寄与していること。
- (2) 前号の支援は、営利を主たる目的としたものではないこと。

## 3 (日本オリンピック委員会等の推薦)

表彰の対象とする団体については、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年8月7日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。以下「日本オリンピック委員会」という。）又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（昭和40年5月24日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下「日本障がい者スポーツ協会」という。）に推薦を依頼するものとし、当該推薦に当たっては、日本オリンピック委員会又は日本障がい者スポーツ協会の加盟競技団体が作成した功績調書（別添様式）を徴収するものとする。

## 4 (候補団体の審査)

3により推薦された候補団体の審査は、功績調書に基づき行うものとし、必要に応じて日本オリンピック委員会又は日本障がい者スポーツ協会から意見を聴取するものとする。

## 5 (表彰の方法)

表彰は、表彰状を授与してこれを行う。

## 附 則

この要項は、平成27年3月28日から施行し、第18回冬季デフリンピック競技大会以降の競技会から適用する。